

指定湖沼における「湖沼水質保全計画」の概要

湖沼名 (指定年)	関係 府県	湖沼水質 保全計画 計画期間	水域名	COD(75%値)[単位:mg/l]			全窒素(年平均値)[単位:mg/l]			全燐(年平均値)[単位:mg/l]			湖沼水質保全計画 に係る主な施策の概要 注3			流出水対策推進計画の概要			
				環境 基準 (類型)	湖沼水質保全計画		環境 基準 (類型)	湖沼水質保全計画		環境 基準 (類型)	湖沼水質保全計画		流出水対策地区名	流出水対策の実施の推進(に関する)方針	具体的方策				
					基準年水質 注1 (基準年度)	水質目標値 (目標年度)		現状水質 注2 (令和元年度)	基準年水質 注1 (基準年度)		水質目標値 (目標年度)	現状水質 注2 (令和元年度)				基準年水質 注1 (基準年度)	水質目標値 (目標年度)	現状水質 注2 (令和元年度)	
霞ヶ浦 (昭和60年)	茨城県 栃木県 千葉県	平成28～ 令和2年 度 (第7期)	霞ヶ浦(西浦)	3 (A)	8.6	7.7	7.3	0.4 (Ⅲ)	1.1	1.1	1.2	0.03 (Ⅲ)	0.090	0.080	0.097	生活排水処理率(75.3→82.1%)、堆肥の農外利用等(3,137→3,970(t/年))、環境保全型農業直接支払事業(345→817(ha))、未利用魚等回収(191.5→320(t/年))、水生植物帯の造成(71,503→85,179(m2))、浄化用水の導入、森林整備(1,816→2,231(ha))	山王川流域	様々な主体の連携による取組の結果、水質改善の効果が現れてきていることから、流出水対策地区におけるモデル的な取組として、他の河川流域への普及を図るとともに、流域から排出される汚濁負荷量の更なる削減を目指す	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上削減した環境にやさしい営農活動実施面積 環境保全型農業直接支払事業取組面積 土壌診断 水田における水管理の改善 適正施肥講習会 周辺道路、公園等の清掃
			北浦		10	8.4	9.3		1.2	1.1	1.4		0.11	0.099	0.13				
			常陸利根川		9.0	8.1	7.6		0.89	0.89	1.1		0.090	0.080	0.092				
印旛沼 (昭和60年)	千葉県	〃 (第7期)	印旛沼	3 (A)	14 (平成27年度)	13 (令和2年度)	14	0.4 (Ⅲ)	2.4 (平成27年度)	2.3 (令和2年度)	2.8	0.03 (Ⅲ)	0.13 (平成27年度)	0.12 (令和2年度)	0.15	下水道(処理人口13千人増)(普及率81→82%)、農業集落排水施設(処理人口0.1千人増)、高度処理型合併処理浄化槽(補助対象基数1,276基増)、水生植物による水質浄化、植生帯の整備等、沼清掃、多自然川づくり、河川清掃等、水路のしゅんせつ等	鹿島川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る	雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置促進、路面や側溝の清掃、調整池の清掃、適正肥料の推進、環境にやさしい農業の推進など
手賀沼 (昭和60年)	千葉県	〃 (第7期)	手賀沼	5 (B)	9.3 (平成27年度)	9.0 (令和2年度)	10	1 (V)	2.1 (平成27年度)	2.0 (令和2年度)	2.3	0.1 (V)	0.13 (平成27年度)	0.12 (令和2年度)	0.15	下水道(処理人口13千人)(普及率91→93%)、高度処理型合併処理浄化槽(補助対象基数499基)、浄化用水の導水、植生帯の整備等、アオコの回収、沼清掃、河川浄化施設による水質浄化、多自然川づくり、河川清掃等、水路のしゅんせつ等	大津川流域	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る	雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置促進、路面や側溝の清掃、調整池の清掃、適正肥料の推進、環境にやさしい農業の推進など
琵琶湖 (昭和60年)	滋賀県 京都府	〃 (第7期)	琵琶湖(北湖)	1 (AA)	2.8	2.8	2.9	0.2 (Ⅱ)	0.25	0.24	0.20	0.01 (Ⅱ)	—	現状水質維持	0.006	汚水処理施設の普及率(98.5→99.3%)[内訳:下水道88.8→92.2%、農業集落排水施設等6.8→5.0%、合併処理浄化槽(2.8%→2.1%)]、一般廃棄物処理施設の整備[ごみ処理施設14施設 1,569t/日→14施設 1,475t/日、粗大ごみ処理施設13施設 371t/日→14施設 319.6t/日、資源化施設14施設 152.2t/日→15施設 151.67t/日、最終処分場16施設 164万4千m3→14施設 123万6千m3]、水草の除去、湖底の環境改善、内湖の浚渫や覆土、河口部の浄化施設の整備、ヨシ群落の保全・再生、調査研究の推進等	赤野井湾流域	赤野井湾流域ではホタルが舞い、湾内ではシジミが棲めるような水環境に維持・改善され、流域に暮らすすべての人々が誇りをもてる地域になっている。	環境こだわり農業等による農業排水の負荷削減、県道・市道の透水性舗装の整備等による市街地排水対策、内湖を活用した浄化施設の維持・運用、環境配慮型の堤脚水路の維持管理、水生植物の刈取り、外来魚の駆除、外来植物の防除、環境モニタリングの実施等
			琵琶湖(南湖)		4.6	4.6	4.1		0.24	0.24	0.22		0.012	0.012	0.011				
児島湖 (昭和60年)	岡山県	〃 (第7期)	児島湖	5 (B)	7.2 (平成27年度)	6.8 (令和2年度)	7.7	1 (V)	1.1 (平成27年度)	1.0 (令和2年度)	1.0	0.1 (V)	0.17 (平成27年度)	0.15 (令和2年度)	0.18	下水道(処理人口485千人)(普及率72→75%)、合併処理浄化槽(5,360基)、し尿処理施設、ヨシ原の適正な管理、農業用水の再利用、流入河川等のしゅんせつ、多自然川づくり等の推進、水生植物の適正な管理、環境用水の導水	岡山市南区北七区	児島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市南区北七区を指定し、各種対策を重点的に実施することにより汚濁負荷量の低減に努める	環境保全型の農業の普及・定着(土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、水管理技術)、アダプ推進事業等による環境美化活動の推進、道路・側溝等の清掃
諏訪湖 (昭和61年)	長野県	平成29～ 令和3年 度 (第7期)	諏訪湖	3 (A)	5.6 (平成28年度)	4.8 (令和3年度)	4.9	0.6 (Ⅳ)	0.88 (平成28年度)	0.65 (令和3年度)	0.61	0.05 (Ⅳ)	0.050 (平成28年度)	現状水準の維持 (令和3年度)	0.040	下水道整備等による快適生活率の向上(98.6→98.9%)、水草の除去、沈殿ピット、植生水路の設置による栄養塩類の除去、道路・側溝清掃、エコファーマーの認定、負酸素対策の推進、諏訪湖環境研究センター(仮称)の設置検討、水質浄化及び生態系保全に資する調査研究の実施	上川・宮川流域	流域全体の流出水負荷の7割から8割を占めると推計される上川・宮川流域を地区指定し、流出水対策を重点的に実施する	湖沼水質保全計画に掲げる流出水対策の推進、全窒素濃度が他の河川に比べて高い「宮川」の本川・支川の水質調査、土地利用状況に応じた効果的な流出水対策の検討
釜房ダム 貯水池 (昭和62年)	宮城県	平成24～ 令和3年 度 (第6期)	釜房ダム 貯水池	1 (AA)	2.5 (平成23年度)	2.46 (令和3年度)	3.0	—	0.52 (平成23年度)	0.48 (令和3年度)	0.36	0.01 (Ⅱ)	0.015 (平成23年度)	0.016 (令和3年度)	0.014	下水道接続率の向上の推進、合併処理浄化槽の設置推進、貯水池内のばっ気循環、貯砂ダムの適切な管理、魚類養殖施設の排出量実態調査等、森林の適正管理、造林保育治山施設の整備	前川上流域	流域全体に占める負荷の割合が大きい前川上流域(立野川合流点より上流)を指定し、対策を重点的に実施する	側条施肥機導入補助、環境に配慮した農業技術等の普及、適切な用排水管理、家畜排せつ物の適正管理・肥培管理の普及、地区清掃活動
中海 (平成元年)	鳥取県 島根県	令和元年度～5 年度 (第7期)	中海	3 (A)	4.4 (平成30年度)	4.4 (令和5年度)	4.6	0.4 (Ⅲ)	0.51 (平成30年度)	0.46 (令和5年度)	0.44	0.03 (Ⅲ)	0.051 (平成30年度)	0.046 (令和5年度)	0.042	下水道(鳥取普及率79→87%)(島根普及率63→65%)、農業集落排水施設(鳥取普及率4%)(島根普及率19%)、合併処理浄化槽(鳥取普及率6%)(島根普及率10%)、沿岸域での覆砂、浅場、藻場の造成による自然の自浄機能の回復、浮遊ごみの回収、工場・事業場排水対策、流出水対策、調査研究の推進と対策の検討、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の促進、住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進	米子湾流域	米子湾流域を指定し、鳥取・島根両県で各種対策を重点的に実施することにより、流出水の汚濁負荷を低減し、米子湾の水質改善に努める	鳥取県:環境保全型農業の推進、降雨流出汚濁負荷対策の推進、流入河川でのしゅんせつの実施、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制 島根県:「島根県『環境農業』推進基本方針」に基づく環境にやさしい農業の推進、降雨流出汚濁負荷対策の推進、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制
宍道湖 (平成元年)	島根県	〃 (第7期)	宍道湖	3 (A)	5.3 (平成30年度)	4.6 (令和5年度)	5.8	0.4 (Ⅲ)	0.47 (平成30年度)	0.47 (令和5年度)	0.50	0.03 (Ⅲ)	0.049 (平成30年度)	0.039 (令和5年度)	0.044	下水道(普及率71→72%)、農業集落排水施設(普及率15%)、合併処理浄化槽(普及率8%)、浅場の造成による自然浄化機能の回復、浮遊ごみの回収、工場・事業場排水対策、流出水対策、調査研究の推進と対策の検討、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用の促進、住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進	忌部川・山居川流域	忌部川・山居川流域を指定し、各種対策を重点的に実施し、流出水の汚濁負荷の削減に努める	「島根県『環境農業』推進基本方針」に基づく環境にやさしい農業の推進、降雨流出汚濁負荷対策の推進、浮遊ごみ及び枯れた植物の水域への流入抑制
野尻湖 (平成6年)	長野県	令和1～5 年度 (第6期)	野尻湖	1 (AA)	2.1 (平成30年度)	2.0 (令和5年度)	1.9	—	—	—	0.11	0.005 (Ⅰ)	0.005 (平成30年度)	0.005 (現状水準の維持・向上) (令和5年度)	0.005	下水道接続率の向上、浄化槽整備、水生植物を利用した水質浄化、流入水路等の浄化対策	野尻地区及び菅川・市川流域	市街地及び農地からの汚濁負荷量が比較的多い地区を指定し、各種対策を重点的に実施する	道路・側溝清掃、緑化の促進、環境にやさしい農業の推進、森林整備、湖岸・流入河川清掃
八郎湖 (平成19年)	秋田県	令和元～6 年度 (第3期)	調整池 東部承水路 西部承水路	3 (A)	7.3 9.0 10	7.1 7.8 9.7	9.0 12.0 14	0.6 (Ⅳ)	0.95 1.2 1.5	0.84 1.1 1.2	0.97 1.2 1.4	0.05 (Ⅳ)	0.068 0.075 0.072	0.065 0.072 0.062	0.075 0.081 0.075	下水道(処理人口51千人)(普及率83→86%)、農業集落排水施設(処理人口3千人)(普及率5→3%)、合併処理浄化槽(高度処理人口1千人→2千人)、濁水の流出防止(無代かき及び無落水移植栽培493ha→3,100ha)、施肥の効率化、方上地区自然浄化施設等の活用、西部承水路の流動化促進、漁業及び未利用魚等の捕獲による窒素、リンの回収、高濃度酸素水の供給、湖岸の自然浄化機能の回復、調査研究等の推進、アオコ対策	大湯村全域	水田からの汚濁負荷の割合が高い大湯村を地区に指定し、環境水質保全型農業など負荷削減対策に重点的に取り組む	濁水の流出防止、施肥の効率化、方上地区自然浄化施設等の活用、住民主体の水質保全活動の推進

注1:「基準年水質」とは、水質目標値と比較するための基準年度(計画初年度の前年度)の水質  
 注2:「現状水質」は、環境基準点が複数ある場合には、その最大値  
 注3:( )内の数字は計画期間での事業量を示す。